

郵便等入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が行う競争入札において、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書法」という。）第2条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札（以下「郵便等入札」という。）の方法による試行に関し、福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象範囲)

第2条 この要領の対象となる入札は、次の各号に掲げる業務とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 警備業務（機械警備業務を除く。）
- (2) 清掃業務
- (3) 建築設備運転監視業務
- (4) 町内清掃土等収集運搬業務
- (5) 福山市民病院の廃棄物収集運搬処理業務

(入札の公告等)

第3条 市長は、郵便等入札を実施しようとする入札の公告において、規則第28条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を規定し、規則第27条の規定に基づき公告するものとする。

- (1) 郵便等入札により入札を実施すること。
- (2) 郵便等入札に必要な書類
- (3) 前号に規定する書類の送付方法、送付先及び到達期限
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(郵便等入札に必要な書類)

第4条 前条第2号に規定する書類は次に掲げるものとする。

- (1) 入札書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(郵便等入札に必要な書類の送付方法等)

第5条 郵便等入札の参加希望者は、書留郵便又は信書法第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、前条各号に規定する書類（以下「入札書等」という。）を一の入札ごとに第3条第3号の規定により公告の定める到達期限（以下「到達期限」という。）までに、その指定した送付先に到達するよう送付しなければならない。

2 前項の規定による送付は、内封筒及び外封筒の二重封筒により行うものとする。この場合において、内封筒に入札書を入れ、競争入札参加資格審査の際に登録した印鑑（主たる事務所を有する者が支店又は営業所等に競争入札への参加等の権限を委任している

場合にあつては、受任者の印鑑）により当該封筒を封印し、当該封筒の表面に入札参加者名及び業務名並びに開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書して外封筒に入れ、外封筒の表面に入札書在中の旨を朱書するものとする。

- 3 前条第2号に規定する書類は、入札書を同封した内封筒とともに外封筒に入れるものとする。

（入札回数）

第6条 郵便等入札を実施する場合の入札回数は、原則、初度のみの1回とする。ただし、再度入札をする場合には、初度を除く2回を限度とし、入札書等を持参するものとする。

（郵便等入札に係る費用の負担）

第7条 郵便等入札に要する費用については、当該入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

（入札書等の保管等）

第8条 市長は、到達期限までに到達した入札書等について、外封筒を開封して内封筒の表書、封印及び記載内容を確認し、開札日時まで厳重に保管しなければならない。

- 2 到達した入札書は、これを撤回し、又は差し替えることができない。

（開札の立会）

第9条 市長は、郵便等入札の開札を行う際は、当該入札の事務に関係のない職員が立ち会うものとする。

- 2 前号に規定する職員（以下「立会人」という。）の職務は、次に掲げるとおりとする。

（1）入札参加者数の確認

（2）第5条第2項に規定する内封筒の通数の確認

（3）入札金額の確認

（4）前各号に掲げるもののほか、郵便等入札の実施の公正性を確保するため市長が必要と認める事項

- 3 市長は、前条の規定により入札参加者の入札を無効としたときは、当該入札参加者に対して、その旨を通知するものとする。

（開札）

第10条 開札は、第3条の規定による公告等において示す日時及び場所で行い、落札者を決定するものとする。

- 2 落札者を決定する際、落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、立会人にくじを引かせるものとする。

（入札結果）

第11条 市長は、郵便等入札において落札者を決定した場合は、速やかにホームページ等により公開するものとする。

（入札書の無効）

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 到達期限を経過した後に到達した入札書
- (2) 内封筒に所定の記載若しくは封印がなく、又は誤った記載がなされた入札書
- (3) 内封筒に記載された業務名が異なるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、郵便等入札の公正性を確保するため、市長が特に指定した事項に違反した入札書

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、到達期限を経過した理由が郵便事故等の入札参加者の責に帰すことのできない事由であつて、かつ、当該入札書が開札日の前日までに到達した場合は、当該入札書は、到達期限内に到達したものとみなす。

附 則

この要領は、2011 年（平成 23 年） 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、2012 年（平成 24 年） 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、2015 年（平成 27 年） 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、2016 年（平成 28 年） 4 月 1 日から施行する。